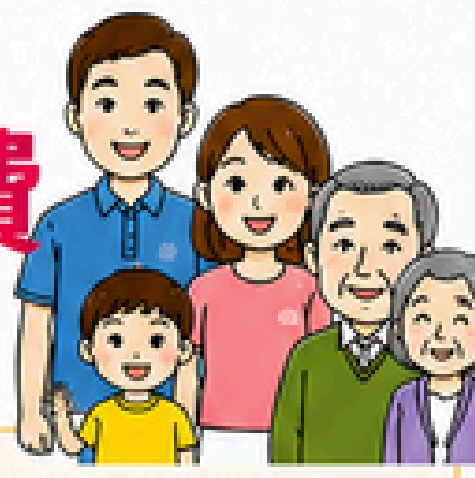




入居者・ご家族の皆さまへ

長期休暇期間特別運営費 導入のお知らせ



当施設では、ゴールデンウィーク・お盆・シルバーウィーク・年末年始などの長期休暇期間においても、安心・安全で快適な生活環境とサービスを維持できるよう、職員の確保や施設の運営体制を整えております。
近年の人件費や物価の上昇により、長期休暇期間中の運営費が増加しているため、「長期休暇期間特別運営費」を導入させていただくこととなりました。
何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



1. 長期休暇期間特別運営費とは？

長期休暇期間中も、通常時と変わらないサービスや生活環境を維持するために必要な費用の一部として、ご負担いただく料金です。



職員確保・運営体制の維持・
安心な生活環境のために
活用します

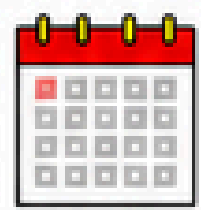
2. 対象・金額・期間

対象 全ての入居者さま
(在室・外泊・入院にかかわらず対象です)

金額 1居室あたり **2,000円** / 対象日

請求方法 毎月の利用料等とあわせてご請求いたします。
※こみこみプランをご利用の方も対象となります。

- 対象となる期間**
- ゴールデンウィーク期間中の祝日および日曜日 (4月最終週～5月にかけて)
 - お盆期間 (8月13日～8月15日)
 - シルバーウィーク期間中の祝日および日曜日 (9月の敬老の日・秋分の日に絡む連休)
 - 年末年始期間 (12月30日～1月3日)
- ※対象日はカレンダーにより毎年変動します。



3. 大切なお知らせ (既存契約の範囲内での料金改定です)

本制度は、契約書に定められた料金改定条項に基づくものです。
新しい契約や新しいサービスではなく、
既存契約の範囲内で実施します。

年間のご負担額と1日あたりの計算

対象日数は年間約**17日**です。(カレンダーにより毎年変動します)

1日あたり **2,000円** × 年間対象日数 **約17日** = 年間ご負担額 **約34,000円**

1年間で均すと… 1日あたり **約93円**です!

4. よくあるご質問

Q 外泊や入院をしても対象になりますか？
A はい、対象となります。居室の確保や受入体制の維持のために必要な費用となるため、在室・外泊・入院の有無にかかわらずご負担いただけます。

Q 契約時には聞いていませんでした。
A 契約書には、経済事情や維持管理費の変動により料金を見直すことができる条項がございます。今回の制度は、既存契約に基づく料金改定となります。

Q 夫婦で入居していますが、2人分かかりますか？
A いいえ、1居室あたりの費用ですので、ご夫婦で同一居室の場合も1日2,000円となります。

皆さまのご理解とご協力が、安心・安全な生活環境の維持につながります。
今後とも、より良い施設運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

